平成２５年（フ）第４２号
福岡県八女市津江432番地
破産者　有限会社谷口建築
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第３号
北海道岩内郡岩内町字万代９番地６
破産者　有限会社丸甲一進藤商店
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第６号
北海道岩見沢市12条西３丁目７番地、開始決定時の住所北海道岩内郡岩内町字万代31番地の13
破産者　進藤　年且
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第１７６号
最後の住所新潟県長岡市宮本町１丁目甲219番地２、開始決定時の住所新潟県長岡市本町３丁目２番地７
破産者　亡今井荘一相続財産
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第８号
石川県七尾市山王町シ部26番地５
破産者　株式会社ビジネスショップ丸和
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第１３４号
三重県桑名市大字下深谷部345番地の６
破産者　日幸設備工業有限会社
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
三重県桑名市大字播磨3105番地２　パークサイド202号、開始決定時の住所三重県四日市市小古曽６丁目７番７号
破産者　池田　輝美
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７６３号
京都府宇治市大久保町田原40番地
破産者　株式会社仁保製作所
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
奈良県桜井市大字大福642番地の３
破産者　北島メリヤス工業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１９０号
和歌山市松江北２丁目７番20号ＳＳＫビル
破産者　株式会社ネクスネットシステム
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５７２号
岡山県倉敷市下津井２丁目２番16号
破産者　川上　貴史
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２３号
岡山市東区西大寺南２丁目16番20号
破産者　岡森ゆかり
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０号
岡山県加賀郡吉備中央町西566番地の５
破産者　株式会社植本工業
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
広島県三次市十日市西１丁目２番５号、商業登記簿上の本店所在地広島県庄原市山内町699番地
破産者　有限会社エス・ジー
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２８号
香川県仲多度郡琴平町榎井27番地１
破産者　カガワ文具株式会社
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１６９号
愛媛県松山市堀江町甲443番地１
破産者　株式会社エスピー技建
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２３号
熊本市東区御領２丁目19番13号
破産者　株式会社ＳＣ管理（旧商号株式会社サンカラー）
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１号
山形県西村山郡河北町西里380番地の１コーポＮＩＳＨＩＮＯＳＡＴＯ３―101、開始決定時の住所山形県西村山郡河北町大字溝延字本丸51番地
破産者　工藤　吉雄
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６４号
福岡市博多区東那珂３丁目２番３―303号
破産者　川上　幸正
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部